平成２９年（フ）第３２９１号
大阪府守口市金下町１丁目７番９―506号
債務者　中村　章子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３１７号
大阪市旭区太子橋３丁目13番19号、前住所大阪市東淀川区南江口１丁目５番２―301号
債務者　保条　明良
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４４号
大阪市東住吉区鷹合１丁目１番２―502号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田１丁目25番12号　タカシハイツ　401号
債務者　若野　誠慈
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４２８号
大阪市北区天神橋３丁目３番18号　ソデージⅡ　202号室
債務者　上杉　昭仁
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４８６号
大阪府豊中市本町７丁目７番３号
債務者　東　　宏久
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５１８号
大阪市平野区長吉出戸２丁目６番24―509号
債務者　小松　雅明
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９８号
岡山市南区迫川1024番地５
債務者　杉山　節子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０６号
岡山市北区番町１丁目14番27号　番町マンション103
債務者　稲家　勇貴
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６０７０号
東京都渋谷区笹塚３丁目45―９―101
債務者　上村　和彦
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０７２号
東京都練馬区光が丘５丁目５―６―805
債務者　鈴木喜久男
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１１２号
東京都足立区本木２丁目４―21―402
債務者　虻川　文子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１３１号
東京都東村山市秋津町３丁目18―36
債務者　安斎美代子こと　安齋美代子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１４５号
東京都大田区久が原２丁目10―14　プレステージ２　117
債務者　五十嵐　勝
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１５０号
東京都豊島区駒込１丁目14―12―402
債務者　遠藤　隆子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１６７号
東京都江戸川区南葛西４丁目22―10―103
債務者　貝塚　昌行
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部